

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて (答申の概要)

【経緯】

(国) 平成 13 年 7 月 水質汚濁防止法に基づく省令で「ほう素等 3 項目」(*)の排水基準を設定
(直ちに一律排水基準を達成することが困難な 40 業種に暫定排水基準を設定)

以降、3 年ごとに暫定排水基準を見直し、平成 25 年 7 月の改正では 13 業種に適用

※ほう素等 3 項目とは、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」をいう。

(府) 平成 14 年 3 月 水質汚濁防止法に基づく排水基準設定を受けて、上乗せ条例、生活環境保全条例
で、ほう素等 3 項目の排水基準を設定

(直ちに一律排水基準を達成することが困難な 40 業種に暫定排水基準を設定)

以降、3 年ごとに暫定排水基準を見直し、現在は 17 業種に適用 (期限は平成 26 年 3 月 31 日)

[ほう素等 3 項目に係る省令及び条例に基づく一律排水基準]

項 目	排 水 基 準		(参考) 環境基準
	法対象事業場	条例対象事業場	
	省令⇒上乗せ条例	生活環境 保全条例	
ほう素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域 10mg/L ⇒ 1mg/L その他の地域 10mg/L	1 mg/L (海域には適用 しない)
	海域に排出されるもの	230mg/L ⇒ 10mg/L 10 mg/L	
ふっ素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域 8mg/L ⇒ 0.8mg/L その他の地域 8mg/L	0.8 mg/L (海域には適用 しない)
	海域に排出されるもの	15mg/L 15 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	100mg/L ⇒ 10mg/L 10 mg/L	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素と して 10mg/L
	その他の地域 (海域を含む)	100mg/L 100 mg/L	

【経過措置見直しの考え方】

- 考え方 1 上水道水源地域については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止
- 考え方 2 上水道水源地域以外の陸域 (その他の地域) の公共用水域については、省令の暫定排水基準の見直し等を踏まえ、強化又は継続を検討
- 考え方 3 海域については、公共用水域の保全の観点から陸域 (その他の地域) に適用する暫定排水基準と同様の基準を適用
- 考え方 4 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を設定
- 考え方 5 今回設定する暫定排水基準については、一定の適用期間の設定及び適切な見直しを実施

経過措置の見直し検討

- ・ 省令の暫定排水基準の見直しの状況
- ・ 対象事業場の排水実態

【上水道水源地域の見直し結果】

府域の浄水場における表流水又は伏流水等の取水状況を踏まえて、見直しを実施
(現 行) 15 地域

↓
(見直し後) 継続 13 地域、縮小 1 地域、解除 1 地域

【経過措置の見直し結果 適用業種数：17 業種⇒15 業種】

○上乗せ条例の暫定排水基準見直し案 (暫定排水基準を廃止又は強化するもの)

①上水道水源地域

項目	業種等区分	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
アンモニア等	畜産農業*	900	700
	食料品製造業* (日平均排水量 30 m ³ 以上のもの)	20	廃止(上乗せ排水基準 10mg/L を適用)

*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

②海域

項目	業種等区分	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	金属鉱業	150	100
	電気めっき業	50	40
	ほう酸製造業	80	廃止(上乗せ排水基準 10mg/L を適用)

○生活環境保全条例の暫定排水基準見直し案 (暫定排水基準を廃止又は強化するもの)

①上水道水源地域

項目	業種等区分	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
アンモニア等	食料品製造業* (日平均排水量 30 m ³ 以上のもの)	20	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)

*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

②その他の地域

項目	業種等区分	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	ほう酸製造業	80	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)
ふっ素	化学肥料製造業	10	廃止 (一律排水基準 8mg/L を適用)
アンモニア等	酸化コバルト製造業	220	160
	畜産農業	900	700
	ジルコニウム化合物製造業	1000	700
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800	1700
	貴金属製造・再生業	3600	3000

③海域

項目	業種等区分	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	ほう酸製造業	80	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)
アンモニア等	酸化コバルト製造業	220	160
	畜産農業	900	700
	ジルコニウム化合物製造業	1000	700
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800	1700
	貴金属製造・再生業	3600	3000

○適用期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (3 年間) ※猶予期間は設定しない。